

日中サービス支援型共同生活援助に係る評価について

1. 要旨

日中サービス支援型共同生活援助は、障がい者の重度化・高齢化に対応するために平成 30 年度より創設された共同生活援助の類型であり、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されているサービスです。

事業者は、事業所を地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保する観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に(年 1 回以上)事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望や助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。

また、事業の開始にあたって、必要に応じて、協議会等に対し運営方針や活動内容等を説明し、評価を受けることとなっています。

○古河市日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告及び協議会からの評価等に関する実施要綱

2. 報告・評価を行う協議会

報告及び評価を行う協議会は、「古河市障害者自立支援協議会」(以下、協議会)で行います。(年 2 回開催予定)

事業者は、事前に資料を協議会事務局(障がい福祉課)へ提出し、協議会にて事業の報告・説明を行います。なお、事業所の管理者又はサービス管理責任者の出席が必須となります。

3. 報告・評価方法について

事業所指定された日から年 1 回は必ず事業の実施状況を報告し、評価を実施することとします。

- ① 事前相談(開催日等) → ② 協議会の 2 週間前までに関係資料を事務局へ提出
- ③ 協議会委員へ資料の事前送付 → ④ 協議会での報告・説明 → ⑤ 結果通知

4. 評価結果について

協議会後、2~3 週間を目安に評価結果を事業者へ通知します。また、評価結果については、公表します。

5. 報告・評価の申込みについて

評価を受けようとする事業者は、必ず以下の様式を使用し、評価依頼書・評価シートを作成の上、申込みをしてください。

- 様式第 1 号 日中サービス支援型指定共同生活援助事業評価等申込書
- 様式第 2 号 日中サービス支援型指定共同生活援助事業報告書
- 日中サービス支援型指定共同生活援助評価シート